

## 障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 県は、介護ロボット等を導入する際の経費の一部を助成することにより、介護ロボット等の使用による介護従事者の負担の軽減を図るとともに、介護ロボットの普及による働きやすい職場環境の整備を推進し、介護従事者の確保及び定着に資するため、障害者支援施設事業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (対象者)

- 第2条 この補助金は、障害者支援施設事業者、重度障害者支援加算を算定している共同生活援助事業者又は障害児入所施設事業者（以下「障害者支援施設事業者等」という。）を対象とする。

### (定義)

- 第3条 「障害者支援施設事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「法」という。）第5条第1項に規定する施設障害福祉サービス事業を行う者をいう。
- 2 「共同生活援助事業者」とは、障害者支援法第5条第17項に規定する共同生活援助を行う者をいう。
- 3 「障害児入所施設事業者」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条に規定する「障害児入所施設」において児童福祉法第24条の2に規定する障害児入所支援を行う者をいう。

### (補助対象機器)

- 第4条 補助の対象となる介護ロボット等とは、次のアからウの全ての要件を満たすものをいう。

#### ア 目的要件

日常生活支援における、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「入浴支援」のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。

#### イ 技術的要件

ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット等）を活用して、従来の機

器ではできなかった優位性を発揮すること。

#### ウ 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

#### (補助対象経費)

第5条 前条の経費に対する補助額は、次により算出された額とする。

- (1) 1機器当たり10万円以上となるものとし、1機器につき当該所要経費又は30万円のいずれか低い額とする。ただし、「移乗介護」又は「入浴支援」のいずれかの場面において使用するロボット等については、1機器につき100万円を上限として補助するものとする。
- (2) 複数の分割可能な部分で構成される介護ロボット等については、当該介護ロボット等としての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。
- (3) 1施設・事業所当たりの補助上限額は別に定めることとする。なお、障害者支援施設事業者等が一つの施設・事業所において、第3条第1項から第7項の施設障害福祉サービス事業、障害福祉サービス事業又は障害児入所支援の指定を複数受けている場合は、1施設・事業所として補助上限額を適用するものとする。
- (4) 購入を原則とするが、リース又はレンタルの場合は、補助金交付年度の年度末までのリース又はレンタル料を限度とする。

#### (交付額の算定方法等)

第6条 この補助金の交付額は、次により算出する。

なお、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

ア 1事業所当たりの第5条の補助対象経費の合計額と別表の第1欄の補助基準額とを比較して少ない方の額とする。

イ アにより算出された額に別表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

#### (申請書の様式等)

第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、別に指定する期日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

3 規則第4条第2項第5号に掲げる知事が定める事項に係る添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 第9条第1項第4号に基づき徴取した見積書の写し
- (2) 導入する介護ロボットのカatalogや仕様書等

(交付決定通知書の様式等)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(交付の条件)

第9条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、あらかじめ様式第3号により知事に申請し、その承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ様式第4号により知事に申請し、その承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 障害者支援施設事業者等が導入経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。
- (5) 補助事業者は、導入製品の内容や導入効果についてホームページ等により公表すること。

(交付の方法)

第10条 県は、交付額の確定後に精算払により補助金を交付する。

(状況報告)

第11条 補助対象者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第12条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書は、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする日の属する年度の末日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
  - (1) 補助対象事業に係る契約書等の写し
  - (2) 補助対象事業に係る領収書又は支払が確認できる書類の写し
  - (3) 導入した介護ロボットの写真

(補助金の額の確定)

第13条 規則第14条の交付確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 前項の通知書に基づく補助金の交付額の確定は、前条の規定により提出された報告書の記載内容が適正であることを確認することをもって行う。

(消費税仕入控除税額の報告等)

第14条 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合も含む。）は、様式第7号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を知事に納付しなければならない。

(補助金の返還)

第15条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第16条 規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、補助対象事業により取得した介護ロボットのうち、1機器当たりの価格が30万円以上のものとする。

2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める期間とし、期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

なお、知事の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(書類の整備等)

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければ

ならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月19日から施行する。

## 別表

補助基準額	補助対象経費	補助率
・障害者支援施設 1施設あたり 2, 100千円 ・グループホーム 1事業所あたり 1, 500千円 ・障害児入所施設 1施設あたり 1, 200千円	第4条及び第5条に基づく補助対象 経費	3 / 4